

1 組合がなぜ必要なの？ 加入したらどうなるの？

私たちの賃金や休暇等をはじめとした勤務条件は、当局（広島県及び広島県教育委員会（県教委））によって一方的に決まるのではなく、組合との交渉、議会での承認によって決まっています。組合に加入すれば、現在ある様々な権利が自然発生したものではないことが学べます。現場からの要求を当局に届けて交渉し、勤務条件の改善を実現するために、組合は「必要不可欠な存在」なのです。

組合に加入すれば、学校には様々な職種や勤務形態の教職員がいて、それぞれに課題を抱えていることが認識できます。また、政治や社会の現状について学び、その改善に向けて仲間とともに行動することもできます。そして、日頃接している生徒（幼児、児童含む。）に、「私は主体的な働き方をしている」と、胸を張って言うことができます。

主体的に働く仲間と出会い、連帯の輪が広がります。異動先の学校にも組合員はいます。**困ったことがあれば助け合い、解決に向けて行動する、これこそが組合の財産です。**

日本国憲法第12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と規定されています。ぜひ広高教組に加入し、勤務条件の維持改善と権利拡大のため、ともに活動しましょう。

2 どんな活動をしているの？

■ 秋季年末賃金確定闘争における労使交渉（勤務条件の向上をめざして）

私たち地方公務員の勤務条件についての労使交渉（確定交渉）は、民間企業とは異なります。各都道府県の「人事委員会勧告」（例年9～10月）を受け、始まります。これを「秋季年末賃金確定闘争」と称しています。広高教組は小・中学校の教職員や県職員の仲間とともに、毎年、全11回に渡る交渉に臨みます。交渉が妥結し、議会で承認を受け条例改正されれば、例えば賃金（ボーナス含む）上昇分がその年の4月にさかのぼって支給される（差額支給）など、改善が実現します。

当局から勤務条件悪化に係る提案があったとしても、交渉で撤回させることもできます。交渉において当局を動かすための最大の力は**高い組織率＝組合員の数**なので、**一人でも多くの組合加入が必要です**。2024年の労使交渉では下に示すような成果を上げることができました。私たちの現在の勤務条件は、長年に渡る労使交渉の成果の積み重ねです。

2024年秋季年末賃金確定闘争における労使交渉の主な成果

- 公民較差に基づき、2024年4月にさかのぼって給料表を改定
- 期末・勤勉手当を2024年6月期にさかのぼって年間4.60月に引上げ
- 通勤手当の支給限度額が15万円に引上げ
- 通勤で新幹線等を利用する場合の「片道30分短縮要件」を廃止
- 「教職員が発言・行動しやすい組織風土」に係る教育長メッセージ発出
- 入学者選抜における採点支援システムの活用を2026年度入学者選抜から実施
- 臨時的任用職員及び育休任期付職員の旅費システム利用を2025年5月から実施
- 非常勤講師全員への授業用パソコン措置
- ライフサポート休暇1号（生理休暇）に係り、2025年1月から分割取得可能
- 会計年度任用職員の公務傷病に係る病気休暇を新設
- 精神疾患による休職からの復帰者と代員の引継期間拡大



交渉



交渉後の報告集会

■ 教育研究活動（民主教育の確立をめざして）

現場実態に即した、自主的・民主的な教育研究活動を推進しています。夏には支部単位で、秋には県全体で教育研究集会（県教研）を開催しています。教科別・問題別分科会で構成され、全ての教職員の抱える課題に対応しています。冬には日教組の教育研究全国集会もあり、全国から集まった教職員の優れた実践報告に触れることができます。

広高教組教育研究集会

日教組教育研究全国集会



講演会



分科会



中央執行委員長あいさつ



特別分科会